

広島県告示第三百八十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十五年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を廃止した事業所	廃止年月日
株式会社F r o m・M	福山市駅家町万能倉八七一番地三	居宅介護支援事業所めぐみ	平成二十三年一月三十一日
日本赤十字社 広島県支部	広島市中区千田町二丁目五番六四号	広島赤十字・原爆病院居宅介護支援事業所	平成二十四年三月三十一日
社会福祉法人 I G L 学園福祉会	広島市安佐南区上安六丁目三一番一 号	I G L 居宅介護支援事業所 広島西	平成二十四年三月三十一日
富士メデイカ ル株式会社	安芸高田市八千代町勝田四三八番地	メリイケアブ ランセンター 可部	平成二十四年三月三十一日
富士メデイカ ル株式会社	安芸高田市八千代町勝田四三八番地	メリイケアブ ランセンター 五日市	平成二十四年三月三十一日